

事務所だより4月号

西田成希税理士事務所

〒659-0053
 芦屋市松浜町 6-14-2
 Tel : 090-7490-7396
 Fax : 0797-78-6488



麗春の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

確定申告、何とか終わりました。皆様ご協力ありがとうございました。納税額を早くお知らせしたい、また3月15日の期限に遅れると無申告です。ご迷惑をおかけせずに済んで、ホッとしています。

確定申告の報告などでお伺いすると、政治家のパーティ券の裏金の話題になります。私たちは領収書1枚なくても疑われます。そして納める税金は、日々の事業や生活の中から何とか支出するお金です。それが政治家は、パーティ券で集めたお金の一部を収支報告書に記載していませんでした。そして、ノルマ超過分のキックバックを受けていました。こんなの売上を計上していないのと同じです。それを検察が起訴できたのは会計責任者だけですし、国の一番偉い人は裏金にあたらないうんて言っています。いったい日本は、どうなっているのでしょうかね。

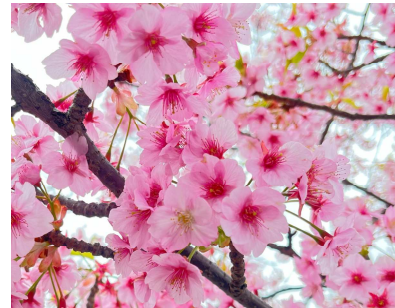
さて、国は、賃上げと合わせて、生産性向上が必要だ、と言っていますが、生産性がないのは、国会議員のように思います。票とお金集めは一所懸命ですが、議会中は寝ている人もいますし、原稿を読むだけで、国の将来のことを議論しているとは、とても考えられません。

その国が唱えている『生産性向上』、個人的にはこの言葉は好きではないです。仕事を早く完了させろ、無駄を省け、役に立たない人は辞めてもらう、という風に聞こえます。確かに仕事は早く終わらせた方がいいですし、無駄もない方がいいです。でも、日本が長期停滞していたのは、付加価値が生み出せていなかったからだだと思います。モノを購入するかどうかは、その人にとって価値があるかどうかで、モノが売れないのは価値がないからです。価値があれば売れます。人に欲しいと思ってもらえるのが付加価値です。付加価値を生み出すのに、生産性向上だけでいいのでしょうか。それこそ、多様性や見方を変える、様々な経験をする、じっくり考えるなど、その方が付加価値を生み出すことにつながると思

うのですが…。もっと日本をよくする、みんながやる気になる施策、言葉はないのでしょうか。国や政治家の言葉は分かりにくいし、伝わらないです(故意にそうしていると思っ

ていますが)。もっと語彙力をつけて欲しいです。そして、裏金問題も含めて説明をきちんとしてもらいたいです。

では、事務所だより4月号をお送りします。この時期、花粉症で大変です(T_T)。



柔道の阿部詩選手の2020東京オリンピック金メダル、記念ゴールドポストです。



金もあれば、青もありました。ガンバ大阪のポストです。

☆ お知らせ (2024年4月の税務)

期限	項目
4月10日	3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
4月15日	給与支払報告に係る給与所得者異動届出
4月30日	公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
	2月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	8月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	軽自動車税(種別割)の納付(4月中において市町村の条例で定める日)
	固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付(4月中において市町村の条例で定める日)
	固定資産課税台帳の縦覧期間(4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間)
	固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出(市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等)

☆ 6月1日から定額減税が始まります

皆様のお手元に「定額減税」のパンフレットが届いていると思います。これは、長引くデフレ対策として、令和6年度改正で設けられた減税措置です(増税メガネと言われたのが嫌だったとの説もありますが...)。日本に住んでいる人で一定の要件を満たせば基本的に誰でも受けられます。給付金とは異なり、令和6年6月からの源泉徴収(※)で税額と相殺されたり、確定申告や年末調整のタイミングで1年分納めるべき所得税から控除されたりする形で還元されます。

適用対象者は、①日本に住所がある居住者 ②合計所得金額1,805万円以下(給与収入のみであれば年収2,000万円以下。判定は、所得税は令和6年、個人住民税は令和5年の実績)の方です。

※ 源泉徴収制度 = 給料の支払い時に「所得税+復興特別所得税」を働いている人から預って、預

た所得税と復興特別所得税を会社が従業員などに代わって税務署に納付する仕組み。

このため、国外に住所があり、日本で納める税金に限られている非居住者は対象外ですし、一般的に富裕層と言われる方も対象になりません。

定額減税の名の通り、この措置は減税措置であり、給付金の支給ではありません。給付金なら基本は自治体がやってくれますが、減税は税金のため、私たちが自己責任で計算する必要があります。

実施については、6月以降の源泉所得税の計算と1年まとめた年末調整での計算と2つの段階でそれぞれ計算する必要があります。このため、計算方法はもちろん、対象となる扶養親族などの判定も、源泉徴収と定額減税で異なっています。これが、とても分かりにくく、非常にミスしやすい制度になっています。その計算ミスは会社や納税者の責任になりますので、慎重に処理する必要があります。今回は、給与所得について中心に説明します。

さて、定額減税で控除される金額ですが、以下の通りとなっています。

所得税	本人 30,000 円 + 同一生計配偶者 30,000 円 + 扶養親族の人数 × 30,000 円
個人住民税	本人 10,000 円 + 同一生計配偶者 10,000 円 + 扶養親族の人数 × 10,000 円

サラリーマンの方で、奥様が配偶者控除の範囲内で働いており、子どもが2人いれば、最大120,000円所得税が還元されます。住民税は、40,000円です。

ここで、配偶者や扶養親族について、所得税の源泉徴収と定額減税での差異を確認します。

源泉徴収（配偶者控除・配偶者特別控除）		定額減税（同一生計配偶者）
・本人（夫）の合計所得金額が900万円以下	違う	・本人（夫）の合計所得金額が1,805万円以下（合計所得金額が900万円超でも適用あり）
・配偶者（妻）の合計所得金額が95万円以下（配偶者特別控除の適用のある妻も含む）	違う	・配偶者（妻）の合計所得金額が48万円以下（同一生計配偶者）
・国外在住の配偶者も含まれる	違う	・居住者のみが対象

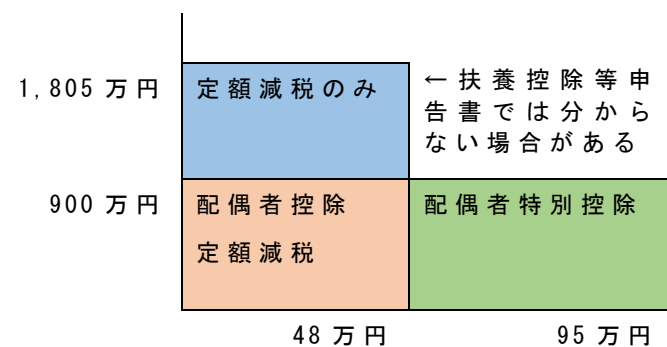
扶養控除（源泉徴収時）		定額減税（扶養親族）
・扶養親族の年齢が16歳以上	違う	・扶養親族がいればよい。年齢の制限はなし
・扶養親族の合計所得金額が48万円以下	同じ	・扶養親族の合計所得金額が48万円以下
・国外在住の扶養親族は30歳未満、又は70歳以上であれば適用あり（30歳以上～70歳未満は原則適用なし）	違う	・居住者のみが対象

このように要件が異なっているうえに国税庁のパンフレットなどは専門用語(?)で記載されているので、非常に分かりにくいです。

また、上記を判定するのに、年末調整のときに提出してもらっている「扶養控除等申告書」では、分からないところもあります。例えば、本人の所得が900万円を超えるため配偶者控除や配偶者特別控除を受けられないと、いう理由で「扶養控除等申告書」に配偶者の記載がない場合です。定額減税では配偶者の30,000円の控除ができますので、改めて本人に配偶者の状況を教えてもらう必要があります。そのあたりの関係は、下記の図のようになります。

【配偶者控除と定額減税】

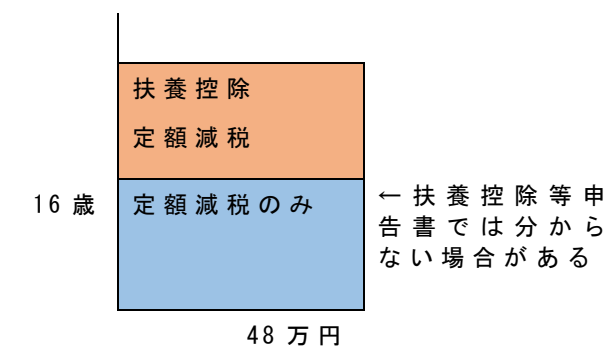
(本人の合計所得金額)



(配偶者の合計所得金額)

【扶養控除と定額減税】

(扶養親族の年齢)



(扶養親族の合計所得金額)

では、要件をある程度見たところで、実際にどのように還元されるのかを見てみます。

【所得税】

令和6年6月1日以降に支給される給与の源泉徴収税額から定額減税額が控除されます。

控除しきれない金額は次回の給与に繰り越され、令和6年中に支払われる給与等の源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されます。つまり、毎月の給料から徴収されている所得税の累計が30,000円になるまで、所得税は徴収されません。

【住民税】

令和6年6月分給与では住民税の特別徴収（天引き）が行われず、定額減税後の住民税の額を11分割し、令和6年7月分～令和7年5月分の給与で特別徴収が行われます。

これは、少し複雑です。年間の住民税の総額から定額減税を控除するのですが、6月分については、役所の手続きが間に合わないで住民税は徴収せず、7月以降の住民税について、定額減税控除後の金額を7月から5月までの11回で納める、という仕組みになっています。

給与所得者については、役所が計算してくれますので、特に何もする必要はありません。

(例) 本人と配偶者が定額減税の対象となる場合

(定額減税額をそれぞれ所得税60,000円、住民税20,000円とすると)

令和6年6月分給与	所得税	11,000円 - 60,000円 = 0円 (残りの定額減税49,000円が次月繰越)
	個人住民税	0円 (徴収なし)
令和6年7月分給与	所得税	11,000円 - 49,000円 = 0円 (残りの定額減税38,000円が次月繰越)
	個人住民税	(240,000円 - 20,000円) ÷ 11 = 20,000円 (これ以降20,000円で特別徴収)

ここまで見た通り、だいぶややこしい制度ですが、年末調整や確定申告で大どんでん返しが続いています。そのあたりは、5月号でご説明します。